

# 柏倉家住宅保存・利活用基本計画

平成31年1月

山形県東村山郡中山町



## は じ め に

柏倉九左衛門家は、出自については未確定の部分があるものの、遅くとも17世紀半ばには本町の西山麓、現大字岡の段丘上に居を構え、上方と結び、文化の導入を図りました。同時に郷土の開発に力を注ぎ、大庄屋を務めるなど各種事業の進捗にも貢献しました。明治以降の御当主は、岡村戸長、東村山郡会議員、長崎銀行頭取などを務めたほか、教育の充実や鉄道・水道・用水の整備にも尽力しました。現在の主な建造物の多くは明治期に大改修されているものの、その屋敷構成には豪農・大地主の家構を伝えており、昭和55年5月12日に山形県指定有形文化財として指定されています。

その柏倉九左衛門家と分家にあたる柏倉惣右衛門家、両家御当主からその住宅に係る土地及び建造物の町に対する寄贈の意向が示され、平成29年4月にそれらを受領いたしました。これまで地域の発展に尽力されてきた柏倉家の思いを引き継ぎ、これら文化財を大切に保存するとともに、地域活性化に寄与する貴重な資源として利活用することが私たちの使命だと考えております。

そのため、これからの柏倉家住宅の保存と利活用の基本的な方針を定めるため、今般「柏倉家住宅保存・利活用基本計画」を策定いたしました。策定にあたっては、建築、日本史、文化財、観光など各分野からの学識経験者の方々をはじめ町民で組織する関係団体、山形県教育委員会等関係行政機関の御指導をいただくとともに、ワークショップも開催して幅広い意見を取り入れたものとするよう努めました。柏倉家住宅は、町民のシビックプライド（個人個人が、自分の町に誇りや愛情を持ち、町を構成する一員であるという当事者意識を持って自発的にまちづくりに参加すること）の醸成に繋がるものであり、多くの町民からこの基本計画に関心を持っていただき、保存・利活用推進のために参加していただきたいと期待しております。

この基本計画の策定にあたり、一昨年7月から足掛け3年に渡って貴重な御提言をいただいた永井康雄会長をはじめとする柏倉家住宅保存・利活用検討会議委員の皆様と中山町議会柏倉家住宅保存・利活用特別委員会委員の皆様、貴重な御意見をお寄せいただいた町民の方々、その他の関係者及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成31年1月

中山町長 佐 藤 俊 晴

# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 第1章 保存・利活用基本計画の策定にあたって  | 1  |
| 1. 保存・利活用基本計画策定の目的      | 1  |
| 2. 保存・利活用基本計画の位置付け      | 1  |
| 3. 保存・利活用基本計画の対象        | 1  |
| 第2章 柏倉家住宅の現状と課題         | 2  |
| 1. 柏倉家住宅の現状             | 2  |
| (1) 柏倉九左衛門家住宅の現状        | 2  |
| (2) 柏倉惣右衛門家住宅の現状        | 14 |
| (3) 岡地区全体の歴史的建造物について    | 20 |
| (4) 中山町の観光の現状           | 21 |
| 2. 柏倉家住宅の課題             | 25 |
| (1) 保存上の課題              | 25 |
| (2) 利活用上の課題             | 26 |
| 第3章 柏倉家住宅の保存・利活用に係る基本方針 | 27 |
| 1. 基本的な考え方              | 27 |
| 2. 保存の基本方針              | 27 |
| 3. 利活用の基本方針             | 29 |
| 4. 保存・利活用に係る想定整備内容      | 30 |
| 5. 保存・利活用を進めるに当たって      | 31 |
| 6. 保存・利活用事業の流れ          | 32 |
| 7. 保護に係る諸手続             | 33 |
| 参 考 文 献                 | 33 |

## 第1章 保存・利活用基本計画の策定にあたって

### 1. 保存・利活用基本計画策定の目的

この基本計画は、山形県指定有形文化財（建造物）「旧柏倉家住宅」（本計画では「柏倉九左衛門家住宅」という。）及び中山町指定有形文化財（建造物）「旧柏倉惣右衛門家住宅」（本計画では「柏倉惣右衛門家住宅」という。）また柏倉九左衛門家住宅及び柏倉惣右衛門家住宅を合わせて「柏倉家住宅」という。）について、その価値を守りながらいつまでも保存しつつ同時に観光振興や地域活性化に資する利活用を図っていくために、保存・利活用の基本方針を定めるものである。

### 2. 保存・利活用基本計画の位置付け

第5次中山町総合計画後期5か年基本計画（平成28年度～平成32年度）より抜粋

町の将来像「ふれあいと絆 緑豊かな 輝くふるさと なかやま」

ーみんなで創る 安心・躍動・協働のまちー

基本目標「3 みんなの絆で築く わたしのふるさと なかやま」

施策目標「5 人が輝く教育・文化・スポーツのまちづくり」

施策項目「4 伝統文化・遺産の保存・継承・活用」

主要な施策「② 文化財の保存・活用」

「柏倉家住宅」など、現在保有する国・県・町指定文化財の保護・活用とともに、新たな文化財の指定や資料の収集を行い、その保護と活用を図ります。

この基本計画は、町の最上位計画である「第5次中山町総合計画」に定める施策を推進するための指針とするとともに、同総合計画で象徴とする町の将来像に込められた思い「中山町ならではの特性・資源を最大限に生かしながら、すべての町民が“私のふるさと”として自信を持って誇れるまちを創造する」ための基礎となるものである。

### 3. 保存・利活用基本計画の対象

この基本計画の対象は、柏倉家住宅及び周辺環境（柏倉九左衛門及び柏倉惣右衛門の両家当主から中山町が寄附を受けた土地、建物、古文書や生活用具等の関連資料等をいう。）とする。

また、柏倉九左衛門家住宅及び柏倉惣右衛門家住宅を中心として歴史的な景観の形成がなされている岡地区の集落環境についても、柏倉家住宅の価値を高めるものとして検討の対象とする。

## 第2章 柏倉家住宅の現状と課題

### 1. 柏倉家住宅の現状

#### (1) 柏倉九左衛門家住宅の現状

柏倉九左衛門家住宅は、前面には広い水田地帯が展開し、背後には高取山の丘陵が迫っている広大な屋敷地にある。その周辺には同族の屋敷を多く分出しているが、これらはいずれも巨大な屋敷地を構成し、稀にみる大屋敷群による珍しいまちなみを形成している。九左衛門家は、この地における柏倉一族の宗家に当たり、すぐれて広大な屋敷と充実した家構群による雄姿は四周を圧倒し、この地におけるまちなみ景観の中心であると言える。

柏倉九左衛門家は村山地方を代表する旧家の一つであり、地租改正期には村山郡第3位の大地主であった。系譜は、戦国期に在地武士であり17世紀半ばに柏倉門伝（山形市）から岡村（中山町）へ移ったとする説が有力であるが諸説ある。江戸時代前期から商業・地主・金融を兼営して急成長し、江戸後期以降昭和戦中期までは地主・金融を軸に時代の変化に適応した発展を遂げた。江戸時代に紅花特産地帯であった村山地方でも最多量級の紅花を生産する篤農家であった。多数の分家を設け一類貯金講などでカマエの相互救済をはかったため、カマエはほぼ没落することなく本家・分家の家並みが残された。九左衛門家は大庄屋や東村山郡会議員などに一時期就いたが、むしろ同家では「政治と商売は御法度」を不文律とし、政治や商売は分家などに任せ本家は金融で分家などを支援する経営を基本とした。明治時代には羽前長崎銀行を設立し、地域の経済発展や社会事業に尽力する名望家として活躍した。今日の九左衛門家住宅は、江戸後期における主屋や付属施設の改築・増築、および明治中期からの主屋などの大改修により築かれた。

現在の屋敷地の面積はおよそ2,300坪で、東面する主屋棟を中心に西蔵（内蔵）、仏蔵（仏間）、前蔵を廊下によって接続し、ほかに米蔵（北蔵）、大工小屋（納屋）、堆肥小屋（豚小屋）、糶蔵（糶堂）、肥料小屋、手水場（外廁）、手洗場等を配し、雄大な長屋門（表門）、櫓門式の裏門（浦門）を設け、表の長屋門脇には堀を遺す。仏蔵の前面（東面）・前蔵の北面、また裏山を背景に主屋の西南の位置に園庭を造るなど、その屋敷構成に豪農・大地主の家構を伝える。

主屋は東を正面とする南北棟の寄棟造、茅葺の木造平屋建て（一部二階）の建物。規模は、桁行30.2m（16間半）、梁間9.7m（5間半）、面積292.94㎡（約88.61坪）である。平面は、南側の桁行9間半の部分を床張りとして諸室を配し、北側の桁行7間の部分を「ダイドコ（台所）」とする。南側の床張り部分は、南北3列に区切られており、南の列は西から「カミザシキ（上座敷）」（10畳）と「シモザシキ（下座敷）」（10畳）の2室、中の列は西から「ナンド（納戸）」（5畳）と「ナカマ（中間）」（10畳）と「トオリノマ（通ノ間）」（7畳半）の3室、北の列は西から「カッテ（勝手）」（8畳+板の間8畳）と「チャノマ（茶ノ間）」（16畳）の2室とする。「カッテ」の西面には仏前に供える米を貯蔵する「ハンマイイレ（飯米入）」（間口半間）、「オブク（御仏供）」と称する仏前に供える飯を毎日炊く「オハチャ（御鉢屋）」（間口半間）が設けられ、1間の出入り口を挟んだ北側は戸棚（間口2間）となっている。「シモザシキ」「トオリノマ」「チャノマ」の東面は縁になっており、「シモザシキ」と「チャノマ」の前面にそれぞれ「ゲンカン（玄関）」を設ける。

西蔵（内蔵）は明治4（1871）年の建築、前蔵は明治35～42（1902～09）年の建築、仏蔵（仏間）は明和7（1771）年の建築であるが明治42～43（1909～10）年に大改修さ

れて装いを一新している。主屋棟の座敷部を中心としてこれら4棟が東西の棟線を軸にして主屋棟に対して直交する形で並び、西面を上位とし、東面を下位とする座敷構成をとり、各棟が西北から東南方向へと階段状に配されている。

この屋敷では、蔵造り建築の各建物間ないし各建物の内部構成において、東と西とで、西を以て上位、東を以て下位とする秩序と、主屋棟や長屋門棟に見られるように、東面する南北軸の建物において、南を上位とし、北を下位とするもう一つの空間秩序が支配し、これはこの屋敷総体の空間秩序を大きく規制していて、整理された解りやすい空間構成を示している。

庭園は、長屋門より正面主屋、左の仏蔵、右の便所までの間に「前つぼ」、仏蔵の東、前蔵の北に「壺庭」、主屋の西南に「池山水」が配されている。

柏倉九左衛門家住宅は、昭和５５年５月１２日に山形県指定有形文化財に指定されている（山形県教育委員会告示第１３号）。

指定の内訳

（昭和５５年５月１２日）

建造物の部

| 名称          | 員数  | 構 造 及 び 形 式                                                                                                     |
|-------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柏 倉 家<br>住宅 | ８ 棟 | 主 屋（１棟）桁行 30.2m 梁間 9.7m 寄棟造（北側半切妻）、茅葺、東面勝手及び下の間庇付、亜鉛鉄板葺、西面・南面縁側便所付属、銅板葺、女中部屋、西側庇付、亜鉛鉄板葺、主屋付属廊下の間及び小座敷、二階建、亜鉛鉄板葺 |
|             |     | 西 蔵（１棟）土蔵造、桁行 11.5m、梁間 6.3m、二階建、切妻造、亜鉛鉄板葺、南面・北面庇付、銅板及び亜鉛鉄板葺                                                     |
|             |     | 表 門（１棟）長屋門、桁行 20m、梁間 4.6m、切妻造、銅板葺、南面・北面便所付属                                                                     |
|             |     | 仏 蔵（１棟）土蔵造、桁行 9.5m、梁間 5.5m、切妻造、銅板葺                                                                              |
|             |     | 前 蔵（１棟）土蔵造、桁行 14.0m、梁間 5.6m、二階建、切妻造、亜鉛鉄板葺、北側庇付、亜鉛鉄板葺、東面便所付                                                      |
|             |     | 米 蔵（１棟）土蔵造、桁行 15.1m、梁間 6.4m                                                                                     |
|             |     | 裏 門（１棟）桁行 2.3m、梁間 1.6m、切妻造、亜鉛鉄板葺                                                                                |
|             |     | 外便所（１棟）桁行 3.3m、梁間 2.6m、切妻造、亜鉛鉄板葺                                                                                |
|             |     | 附 塀（２棟）表門南方屋根塀 41.5m、亜鉛鉄板葺、表門北方屋根塀 66m、亜鉛鉄板葺                                                                    |

宅 地 7,623.72 m<sup>2</sup>

山形県東村山郡中山町大字岡 8 番地

（注）山形県文化財保護条例（昭和３０年８月県条例第２７号）第４条第１項

「柏倉家住宅保存事業報告書」（平成6年3月 柏倉家刊）より

○ 指定建造物の状況 平成5年4月1日現在 (㎡)

| 区 分 |      | 1 階                                            | 2 階   | 縁その他  | 計      | 備 考                |
|-----|------|------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------------------|
| 1   | 主 屋  | 411.10                                         | 64.96 |       | 476.06 |                    |
|     |      | (母屋・勝手・縁側西、南面・縁便所・女中部屋・廊下・下の間・小座敷・2階、その他)      |       |       |        |                    |
| 2   | 西 蔵  | 76.95                                          | 76.95 |       | 153.90 | 内蔵                 |
| 3   | 表 門  | 101.92                                         |       |       | 101.92 |                    |
|     |      | (長屋門・同南面及び北面便所)                                |       |       |        |                    |
| 4   | 仏 蔵  | 56.46                                          |       | 31.08 | 87.54  |                    |
| 5   | 前 蔵  | 85.80                                          | 85.80 | 23.78 | 195.38 |                    |
| 6   | 米 蔵  | 118.95                                         |       |       | 118.95 | 北蔵                 |
| 7   | 裏 門  | 4.95                                           |       |       | 4.95   | 見張小屋               |
| 8   | 外便所  | 9.56                                           |       | 5.94  | 15.50  | 雪隠<br>付属廊下<br>(1棟) |
| 9   | 附「堀」 | (2棟) 南方屋根堀 41.5m・北方屋根堀 66m<br>計 107.5m (垂鉛鉄板葺) |       |       |        |                    |

○ その他の建造物 (指定地域内) (㎡)

| 区 分 |             | 1 階    | 2 階 | 縁その他 | 計      |  |
|-----|-------------|--------|-----|------|--------|--|
| 1   | 上湯殿         | 12.35  |     | 8.29 | 20.64  |  |
| 2   | 大工小屋        | 112.80 |     |      | 112.80 |  |
| 3   | 炭小屋         | 14.905 |     |      | 14.905 |  |
| 4   | 堆肥小屋        | 9.93   |     |      | 9.93   |  |
| 5   | 粃 蔵         | 27.00  |     |      | 27.00  |  |
| 6   | 肥料小屋<br>下便所 | 29.811 |     |      | 29.811 |  |

○ その他の建造物 (指定地域外)

三嶋神社

【文化財的価値】

旧柏倉九左衛門家住宅は山形県東村山郡中山町大字岡8番地に所在する。敷地は東西約60～70m、南北約120mと広大で、北・東・南の敷地境には板塀を廻らし、西側は石垣・土手や板塀で区画しつつ背後の三嶋山へと続く。敷地中央のやや南寄りに南北棟で東面して建つ主屋を中心に西側（背後）に内蔵、南東に仏間と前蔵を雁行型に配置する。主屋の東正面に長屋（表門）、北側に上便所、北蔵、靱堂、大工小屋などが建ち並び、西側敷地境の中央付近に浦門が建つ。

主屋は桁行30.2m（16間半）、梁間9.7m（5間半）で、下手側（北側）の桁行7間は18世紀後半の建築で、上手側（南側）の桁行9間半は明治31(1898)年に建替えられたものである。建て替え前の上手側の平面も明らかで、上座敷・下座敷、納戸・中間・通ノ間、勝手の3列から成る平面構成と規模は現在の上手部分にほぼ踏襲されている。従って現在見られる主屋の平面構成は18世紀後半まで遡ると考えられるが、明治期に建替えられた上手部分は柱や天井板など全体的に材料は良く吟味されており、各種銘木を用いた座敷飾りや金粉を蒔いた張付壁など近代的な様相を呈している。

内蔵は明治4（1871）年の建築で、桁行11.5m（6間）、梁間6.3m（3間半）、土蔵造、切妻造亜鉛鉄板葺、二階建ての建物である。一階は上座敷と下座敷、貯蔵部屋とし、二階は一室で文書や家財道具の保管場所とする。上座敷には座敷飾りを備え、壁は無地の張付とする。観音開きの土扉や楣には様々な意匠の鍍絵が施されている。主屋の背面に内蔵を建てて繋ぎ部分に居室（当家では老家と小座敷）を設ける事例は、分家の惣右衛門家などにも踏襲されている。

仏間は明和7（1771）年頃の建築で、明治42～43（1909～10）年にかけて大改修が行われた。桁行9.5m（5間）、梁間5.5m（3間）、土蔵造、切妻造銅板葺き、木造平屋建ての建物である。東を正面として唐破風屋根の入り口を設け、外陣・内陣・ゴウモンの3室を配する。明治期の大改修によって宮殿其他の金箔の押し直し、宮殿両脇の金蒔絵板戸や内陣・外陣境の朱塗りの日本三景欄間などが新調され室内の景観は一新された。

前蔵は明治35～42(1902～09)年にかけて迎賓館的な役割の建物として新築された。桁行14.0m（7間半）、梁間5.6m（3間）、土蔵造、切妻造亜鉛鉄板葺き、木造二階建ての建物である。一階は上座敷・下座敷・物置の3室、二階は一室で家財道具の保管場所とする。仏間との間には総漆塗りの上湯殿が明治45（1912）年から大正2（1913）年にかけて建てられた。座敷は木部を全て春慶塗とし、壁は金粉で装飾された豪華な張付とする。上座敷は南壁面に間口1間半の床を中央に設け、左右に床脇を備え、東壁面は書院・帳台構風に造る。随所に漆芸の粋を尽くし、檜の大材、黒柿や詰んだ杉の杢目板など厳選された良材を使用している。意匠・材料・技法の何れも極めて質の高い建物である。

長屋は天保14(1843)年の建築である。桁行20m（11間）、梁間4.6m（2間半）、切妻造銅板葺き、木造平屋建て（一部二階）の建物である。中央部分に設けられた門扉の南側を上長屋、北側を下長屋と称する。上長屋は釣床を備えた9畳間と次の間の8畳間からなる。下長屋は門番や使用人の為の3室から成る。

上便所は明治 31 (1898) 年の建築で、桁行 3.3m、梁間 2.6m、切妻造亜鉛鉄板葺き、木造平屋建ての建物である。家人が使用するために屋外に建てられた典型的な便所である。

北蔵は明治 7(1874)年の建築で、桁行 15.1m (10 間)、梁間 6.4m (3 間半)、土蔵造、切妻造 (置き屋根)、木造平屋建て (一部二階) の建物である。二階がある桁行 4 間部分は階高を確保するために曲がり梁を中央部に一本のみ架け渡し、その他は垂木のみの構造とするのに対し、二階がない桁行 6 間部分では陸梁の上に叉首を載せて母屋桁を渡す構造とする。

初堂の建築年代は不詳である。桁行 7.3m (4 間)、梁間 3.6m (2 間)、切妻造トタン葺き、木造平屋建て、高床式の建物である。当地域に残された初堂の遺構として貴重である。

大工小屋は天保 13 (1842) 年に稲小屋として建てられ、明治 32 (1899) 年に大工作業場が造られことにより、大工小屋と呼ばれるようになった。桁行 15.0m (8 間)、梁間 8.5m (4 間半)、切妻造鉄板葺き、木造平屋建て (一部二階) の建物である。

浦門は文化 12 (1815) 年の建築で、桁行 2.3m、梁間 1.6m、木造二階建ての建物で、二階を物見櫓風にする特異な建物である。

三嶋神社は元禄 4(1691)年の建築で、明治 36(1903)年に大規模改修された。一間社流造、木羽葺き、規模は桁行 92.4 cm、梁間 75.7 cm、向拝 69.7 cmである。向拝の臺股や水引虹梁、海老虹梁、組物、妻虹梁などの主要部材は元禄期の古材が残されている。

柏倉家は遅くとも 17 世紀半ばには当地に居住しており、当初の屋敷の状態は不明な点が多いが、古記録によると延宝元～2 (1673-74) 年当時の屋敷地は 224 坪程度の規模であった。享保 7 (1722) 年以前に南側に屋敷を拡張しており、享保 9 年頃には東側の田 5 畝 13 歩 (163 坪) を屋敷に取り込んでいる。元禄期以降はさらに地主として成長し、それに伴い屋敷地を拡大し最終的には約 2,306 坪にも及ぶ広大なものとなっていった。屋敷の主たる構成要素である主屋や土蔵造の仏間、北蔵、内蔵などの付属屋が整備されたのは江戸後期の明和から天明期 (1764-89) で、江戸時代末期にはそれらの他に長屋 (門)、浦門、大工小屋などが建てられて現在の姿になった。更に 2 代道圓が元禄 4 (1691) 年に建てた三嶋神社を祀る屋敷背後 (西側) の山と一体となり、江戸後期の大地主層の屋敷構成を現在まで維持していることは非常に貴重である。その一方で屋敷を構成する主要な建物の多くは明治期に建替えられ、江戸期の建物も大改修されている。主屋は 18 世紀後半に建築されたが、南側部分は旧来の建物の間取りや規模を継承しつつ明治 31(1898)年に建て替えられた。当屋敷の特徴の一つは明治期の大改修に当たって洋風建築が造られなかった点である。明治 35～42(1902～09)年にかけて新築された前蔵は京都から本山の僧侶を招いた時や冠婚葬祭の際に使用する迎賓館的な役割を担う建物であるが、当時の上層階級の邸宅にみられるような洋風の接客空間とはせずに土蔵造としている。この様に外観は近世以来の伝統的な要素を継承しつつ、内部では随所に銘木や良材をふんだんに用い、襖や張付は金粉で装飾し、木部には漆芸技術の粋を尽くしている。明和年中に建築された仏間も明治 44 (1911) 年に金蒔絵や漆塗りなどの改修工事が行われている。

柏倉九左衛門家は 6 家の分家を輩出しており、更に孫分家も多く存在する。これらの分

家や孫分家は総本家である九左衛門家が所在する岡地区に集住しており、それぞれの屋敷も広大である。柏倉一族の結束は固く相互扶助が行われていた。その結果、一族による豪農屋敷群の家並みが形成された。

以上、柏倉九左衛門家住宅は、江戸時代後期における大地主の居宅の系譜を引き継いでいるが、明治から大正期にかけて成長した地主層の居宅としての意味合いが強く、この時期に建てられた上質な近代和風住宅建築としての文化財的価値が極めて高い。屋敷境の板塀も明治以降に建てられたもので、江戸期は簀垣や生垣、土手などであった。長い板塀で囲繞される屋敷の景観は明治期の大地主層の屋敷の特徴と言えよう。柏倉一族の大屋敷群によって形成される全国的にも特異な町並みの要となる重要な屋敷である。

後背地裏山は、中世城址の遺構であるとの調査結果（※）があり、今後の更なる調査により明らかにする必要がある。

また、裏山の中腹には一間社流造で木羽葺の三嶋神社を祀っている。元禄4（1694）年の棟札により建築年代が明らかで、明治36（1903）年に大規模改修されたものの、向拝の墓股や水引虹梁、海老虹梁、組物、妻虹梁などの主要部材は元禄期の古材である。柏倉九左衛門家の建物のうち建築年代が判明している中で最も古く、平成10年12月に中山町指定有形文化財に指定されている。

第16代御当主は、平成29年3月まで柏倉九左衛門家住宅に住まいし管理しながら、屋敷を一般公開するとともに、雛人形や五月人形の展示、コンサートなど様々な催しを開いてきた。平成15年に開催された「第18回国民文化祭・やまがた2003」では、柏倉九左衛門家住宅が「～北前船が運んだ京の香り～お香の文化フェスティバル」の会場にもなった。第16代御当主に協力しながら柏倉九左衛門家住宅で活動する団体として、「NPO法人柏倉家文化村」「中山町紅花保存会」「中山町郷土研究会」「囲炉裏を囲む会」「ながた塾」「グループ662」「お香を楽しむ会」「中山昔語りの会」「観光ガイドひまわり会」「山形大学岩田ゼミ」「黒塀のまちなみ保存活用協議会」などがあり、多くの人が集う場所にもなってきた。

柏倉九左衛門家は江戸時代後期には村山地方で最多の紅花生産量を誇ったことが古文書から明らかになり、第16代御当主の発案で平成25年に137年振りに柏倉九左衛門家の正面に紅花畑が復活した。その後中山町紅花保存会を中心に多くの方々の協力で紅花畑の面積も広がり、平成26年からは毎年7月に「紅花まつり」を開催し、写真撮影会や花摘み体験などを実施している。

上水道は敷設されておらず、生活用水は裏山からの清水を利用してきた。

柏倉九左衛門家住宅は、土地も含めて中山町に寄附されることになり、平成29年4月から中山町所有となった。

柏倉九左衛門家住宅をはじめとした紅花栽培と紅花交易がもたらした豊かな文化は、平成30年5月24日に「山寺が支えた紅花文化」として文化庁から日本遺産の認定を受けた。

※中山町郷土研究会により行われた次の調査による

平成13～14年 県立うきたむ風土記の丘考古資料館長（当時）川崎利夫氏による調査

平成25年 城館跡研究者 保角里志氏による調査

【寄附された土地】

| No. | 地 番           | 地目  | 面積（㎡）   | 備 考 |
|-----|---------------|-----|---------|-----|
| 1   | 大字岡字南6番1      | 雑種地 | 613     |     |
| 2   | 大字岡字南7番3      | 畑   | 696     |     |
| 3   | 大字岡字南8番       | 宅 地 | 3811.87 |     |
| 4   | 大字岡字南8番1      | 宅 地 | 3811.84 |     |
| 5   | 大字岡字南274番8    | 田   | 2972    |     |
| 6   | 大字岡字南274番9    | 田   | 381     |     |
| 7   | 大字岡字谷地1285番   | 雑種地 | 213     |     |
| 8   | 大字岡字猿小屋1300番1 | 山 林 | 74      |     |
| 9   | 大字岡字猿小屋1300番2 | 山 林 | 777     |     |
| 10  | 大字岡字三嶋山1302番  | 山 林 | 11240   |     |

【寄附された建物】

P5のとおり

ただし、米蔵は平成19年6月に次のように一部変更している。（㎡）

| 区 分 |     | 1 階    | 2 階   | 縁その他 | 計      | 備 考 |
|-----|-----|--------|-------|------|--------|-----|
| 6   | 米 蔵 | 118.95 | 46.40 |      | 165.35 | 北蔵  |

### 【参考】柏倉九左衛門家の社会貢献活動

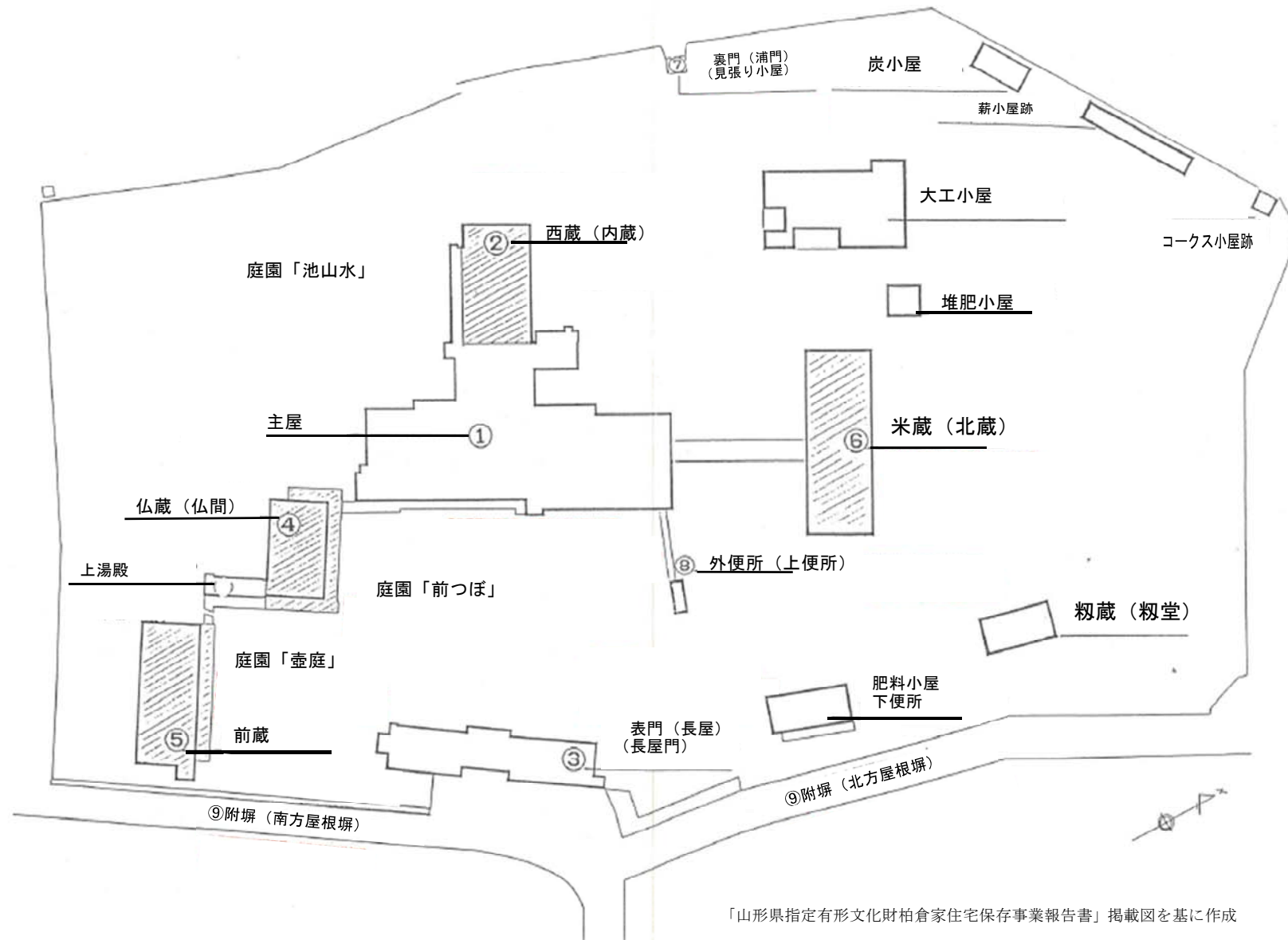
（「柏倉九左衛門家年表（山形大学人文社会科学部 岩田教授作成）」から明治期以降分を抜粋）

#### 《中山町に関するもの》

- 明治 6 年 長崎小学校の資金として柏倉家一類などで合計 300 両を献納する。岡村など 6 ヶ村の貧民・小作人へ桑苗木 5000 本を無償分配する。岡村分校の開校にあたり柏倉家一類の 4 家で 30 両の書物代金を献納する。
- 明治 13 年 岡村学校資本金として 150 円を山形県令三島通庸へ献納する。
- 明治 21 年 柏倉家一類の支援により最上堰の開削完成・通水なる。
- 明治 28 年 達磨寺尋常小学校新築につき 25 円余を寄附する。
- 明治 30 年 羽前長崎銀行を柏倉家一類を中心に設立する（取締役のちに頭取を歴任）。豊田村貧民救助のため 60 円を出す。
- 明治 33 年 豊田村火災の罹災者救助として 40 円を出す。
- 明治 35 年 豊田村立尋常高等小学校新築につき基本財産として 2000 円の寄附を願い出る（分割払い）。
- 明治 38 年 日露戦争に際し豊田村出身の出征軍人 30 名へ新聞を毎日送ることを青年恒心会へ託し経費を出す。
- 明治 41 年 柳沢大火につき義捐金 40 円を豊田村役場に渡す。
- 明治 44 年 豊田小学校の御真影奉置所及び豊田文庫の建設費として 261 円を寄附する。長崎特設電話架設に 40 円を寄附する。
- 大正 2 年 米価異常騰貴につき岡地区の細民 73 戸へ歳暮米を出す（白米 3～5 升ずつ）。同じく豊田村の細民約 500 人へ施米・安米代を寄付する。洪水につき罹災者へ義捐金 200 円を出す。
- 大正 7 年 全国で米騒動が起きた際に豊田村及び長崎町の貧民救済のため合計 1000 円を寄附する。（当時の小学校教員初任給 12～20 円）
- 大正 8 年 豊田村農会へ 100 円を寄附する（以降毎年続ける）。
- 大正 10 年 長崎町西町新道の土地代・工事費として 267 円を長崎町役場へ寄附する。村山軽便鉄道の山形ー長崎間開通に際して 109 円を寄付する。豊田青年団へ 80 円を寄附する。
- 大正 12 年 豊田村役場修繕費のうち 500 円を寄付する。
- 昭和 3 年 豊田小学校奉安庫新築費として 2100 円を寄附する。豊田図書館へ 100 円を寄附する。
- 昭和 4 年 豊田村女子青年会敬老会基本金として 1000 円を寄附する。
- 昭和 5 年 昭和恐慌に際して豊田村の失業者・貧民の救済に 150 円を寄附する。
- 昭和 7 年 豊田村小学校プール設置費として 800 円を寄附する。
- 昭和 13 年 豊田村小学校増築の設備費として 1000 円を寄附する。出征軍人 77 名（うち岡地区 72 名）へ慰問品を贈る（敗戦まで出征軍人への餞別や帰還兵への祝金、戦死者の村葬費をその都度出す）。軍人家族慰安会を組織し 218 人を招待した慰安旅行を実施する（九左衛門・九郎兵衛・惣右衛門が各 150 円ずつ出す。昭

|               |                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|               | 和 14・15 年も実施する)。                                                                 |
| 昭和 15 年       | 岡地区の八幡神社改築につき 1000 円を寄附する。                                                       |
| 昭和 16 年       | 豊田国民学校水道設備及び豊田村役場電燈増設につき 250 円を寄附する。                                             |
| 昭和 18 年       | 豊田国民学校内忠霊室へ 300 円を寄附する。                                                          |
| 昭和 20 年       | 豊田村軍人分会へ法要代として 500 円を出す。豊田村へ 1 万円を寄附する。                                          |
| 昭和 21 年       | 豊田村役場改築につき 616 円余を寄附する。                                                          |
| 昭和 22 年       | 豊田国民学校の学校修繕費として 810 円余を寄附する。                                                     |
| 《中山町以外に関するもの》 |                                                                                  |
| 明治 7 年        | 山形の病院（済生館）建設につき資金 400 円を山形県に献納する。<br>(1 両 = 1 円)                                 |
| 明治 14 年       | 東村山郡長より内国鉄道（日本鉄道）株式会社創立につき出資を求められ 150 円（3 株）を予約する。                               |
| 明治 20 年       | 山形鉄道株式 25 株（1250 円）の購入を予約する。                                                     |
| 明治 27 年       | 山形市南大火の罹災貧民救援に 30 円を出す。日清戦争軍資金として陸軍恤兵監へ 100 円を献納する。                              |
| 明治 29 年       | 明治三陸地震の罹災者救恤として 7 円を寄附する。                                                        |
| 明治 35 年       | 青森第 5 聯隊 200 余名凍死（八甲田山事件）に際し弔慰金 5 円を出す。                                          |
| 明治 44 年       | 恩賜財団済生会へ 1000 円の寄附を申し込む（10 年賦）。                                                  |
| 大正 8 年        | 山形高等学校設置につき 1600 円を寄附する（分割納）。                                                    |
| 大正 11 年       | 早稲田大学基金部へ 100 円を寄附する（分割納）。<br>赤十字山形支社基金へ 1000 円を寄附する（分割納）。                       |
| 大正 12 年       | 財団法人東村山教育会へ 4500 円を寄附する。関東大震災につき義捐金 500 円を出す。被災して一時帰村した者が帰京する旅費手当として 100 円を寄附する。 |
| 大正 14 年       | 新山形新聞社基金として 100 円を寄附する。山形県農会へ農業会館建築費として 400 円を寄附する。                              |
| 昭和 3 年        | 山形中学校柔道部後援会へ 3 円、同野球部後援会へ 24 円を寄附する。                                             |
| 昭和 8 年        | 軍用飛行機代及び山形県招魂社殿造営費（割当分）、豊田村軍人・同家族慰問費として 170 円を献金する。                              |
| 昭和 15 年       | 山形県防空協会へ 500 円を寄附する。山形中学校紀元二千六百年記念事業へ 500 円を寄附する。                                |
| 昭和 18 年       | 山形県防空協会へ 800 円を、済生会へ 500 円を寄附する。                                                 |
| 昭和 20 年       | 戦災援護寄附金として 1000 円を出す。御本山（東本願寺）建艦資金として 300 円を出す。                                  |
| 昭和 21 年       | 山形中学校父母会へ職員待遇及び燃料代として 500 円を寄附する。山形第二女学校拡声器設備資金として 1000 円を寄附する。                  |

柏倉九左衛門家住宅概況図



「山形県指定有形文化財柏倉家住宅保存事業報告書」掲載図を基に作成



## (2) 柏倉惣右衛門家住宅の現状

柏倉惣右衛門家は、享保9年（1724年）柏倉九左衛門家から分家した。その屋敷地の面積はおよそ1,600坪で、九左衛門家からの地続きで北方西よりに位置する。延床面積114坪の主屋を中心に正面東に表門、東方南よりに前蔵、南奥東よりに閑居蔵、背面裏側に裏蔵、背面北側に味噌蔵、背面西奥に寝小屋、背面西奥北側に大工小屋、正面北側に便所と堆肥小屋、合わせて4棟の土蔵と5棟の木造家屋、そして板塀と表門の11棟の建物群が配置されている。合計310坪の延床面積を誇る。4棟の土蔵のうち、裏蔵は棟札によって建築年代が明らかで、明治17年（1884年）の再建となっているが、他の蔵と木造家屋は建築年代不詳である。

主屋は大正9年（1920年）から大正11年（1922年）にかけて建築されたもので、大工棟梁は地元岡地区の工藤三太郎（万右エ門家）と伝えられている。平面形式は九左衛門本家に倣った形状が窺え、南北を軸とする建物において南を上位とする秩序、東西で西を以て上位とする整理された空間構成となっている。

主屋は布切石積みに土台を据え柱立てとし、先階（せがい）出梁、軒化粧疎垂木、一部2階建、屋根を入母屋造り、亜鉛鉄板葺としている（もとスレート葺）。南北に長い東面する建物で、仏間正面に客用玄関を突出して取り付け、柱間を化粧水引材で繋ぎ一軒化粧扇垂木母屋造りとし、他の3つの出入り口との差異を強調している。また、南方半分に六ツ間の座敷を配し、中央中の間に東向きの仏壇を配している。仏壇を中心として南方西側に上座敷、その手前東側に下座敷、仏壇正面を仏間、背面を納戸とし、北方西側に次の間、その東側を茶の間としている。六ツ間の座敷の三方に縁側を設け、台所板間まで一巡できるようにになっている。北方は台所を主とする板間と土間で構成し、土間半分上を2階建てとしている。背面中央から西への継ぎの間があつて裏蔵と接続し、縁側を通して西側南よりに便所、東方南隅に浴室、洗面を配す。そこから吹きさらしの廊下で前蔵に接続している。

柏倉惣右衛門家住宅は、大正期の優れた建造物として平成10年12月17日に中山町指定有形文化財に指定されている。

### 【文化財的価値】

大懸かりで堂々とした木造建築で、小屋組に斬新な洋風トラス組構造を取り入れ、先階（せがい）造りとして軒を深くとる工法等、又、側廊を回して下屋とし、裳階風に二重屋根の意匠を凝らす等々、浴室内部の特異な意匠も大正時代の建築形態を色濃く残す県下における優れた遺構である。

中山町指定有形文化財（平成10年12月17日）

| 名称                | 員数  | 構造及び形式、建築年代                                                                                                                                                 |
|-------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 柏倉惣<br>右衛門<br>家住宅 | 10棟 | 主 屋 木造一部2階建、漆喰仕上、桁行 26.84m 梁間 10.59m、<br>身舎中央左寄りに玄関を取付け、裳階風の庇を廻らす、<br>正面右端 2.5 間は梁間を桁行に替えた総 2 階建、<br>棟の高さを同一とする T 字型形状屋根、<br>先階（せがい）造、入母屋造、亜鉛鉄板葺（大正 9～11 年） |
|                   |     | 繋 屋 木造 2 階建、桁行 10.85m 梁間 5.60m、<br>切妻屋根、亜鉛鉄板葺                                                                                                               |
|                   |     | 裏 蔵 土蔵造 2 階建、漆喰仕上（棟札：明治 17 年）<br>桁行 13.15m 梁間 5.63m、切妻屋根、亜鉛鉄板葺                                                                                              |
|                   |     | 前 蔵 土蔵造 2 階建、漆喰仕上、桁行 12.75m 梁間 5.73m<br>切妻屋根、亜鉛鉄板葺                                                                                                          |
|                   |     | 閑居蔵 土蔵造 2 階建、漆喰仕上、桁行 9.09m 梁間 3.60m<br>切妻屋根、亜鉛鉄板葺                                                                                                           |
|                   |     | 表門（附塀） 木造、桁行 2.44m 梁間 1.35m<br>切妻屋根、亜鉛鉄板菱葺                                                                                                                  |
|                   |     | 外便所及び堆肥小屋<br>・外便所 木造平屋建、桁行 5.08m 梁間 2.25m<br>切妻屋根、カラー鉄板菱葺<br>・堆肥小屋 木造平屋建、桁行 6.42m 梁間 3.66m<br>切妻屋根、カラー鉄板葺                                                   |
|                   |     | 寝小屋 木造平屋建、桁行 5.62m 梁間 3.76m<br>切妻屋根、カラー鉄板横長尺葺                                                                                                               |
|                   |     | 味噌蔵 土蔵造 2 階建、漆喰仕上、桁行 6.37m 梁間 2.73m<br>切妻屋根、亜鉛鉄板葺                                                                                                           |
|                   |     | 大工小屋 木造平屋建、桁行 15.47m 梁間 5.46m<br>切妻屋根、カラー鉄板長尺瓦棒葺                                                                                                            |

所在の場所 山形県東村山郡中山町大字岡 13 番地

主な建物の床面積

(㎡)

| 区 分 |          | 1 階     | 2 階    | 下 屋   | 計       | 備 考 |
|-----|----------|---------|--------|-------|---------|-----|
| 1   | 主 屋      | 304.488 | 52.588 |       | 357.076 |     |
| 2   | 裏 蔵      | 74.112  | 74.112 | 9.452 | 157.676 |     |
| 3   | 繋 屋      | 50.973  | 54.147 |       | 105.120 |     |
| 4   | 前 蔵      | 73.368  | 73.368 | 7.672 | 154.408 |     |
| 5   | 閑居蔵      | 32.776  | 32.776 |       | 65.552  |     |
| 6   | 表 門      | 3.276   |        |       | 3.276   |     |
| 7   | 外便所、堆肥小屋 | 35.413  |        |       | 35.413  |     |
| 8   | 寝小屋      | 21.956  |        |       | 21.956  |     |
| 9   | 味噌蔵      | 18.600  |        |       | 18.600  |     |

柏倉惣右衛門家住宅は、平成２９年３月まで第９代御当主が居住しながら管理しており、上水道も敷設されている。これまで一般公開はしていないが、平成１５年に開催された「第１８回国民文化祭・やまがた２００３」では、お茶（抹茶）の会場になった。第９代御当主は、これまで柏倉惣右衛門家住宅を維持管理するとともに、柏倉九左衛門家や他の分家の雛祭りにも協力してきた。

柏倉惣右衛門家住宅は、土地も含めて中山町に寄附されることとなり、柏倉九左衛門家と同様、平成２９年４月から中山町所有となった。

【寄附された土地】

| No. | 地 番           | 地 目 | 面積（㎡）       | 備 考 |
|-----|---------------|-----|-------------|-----|
| 1   | 大字岡字南１３番      | 宅 地 | 4 7 6 1.4 1 |     |
| 2   | 大字岡字南１１番      | 畑   | 1 9 7 6     |     |
| 3   | 大字岡字三嶋山１２８６番１ | 山 林 | 6 6 7 0     |     |

【寄附された建物】

P 1 5 のとおり

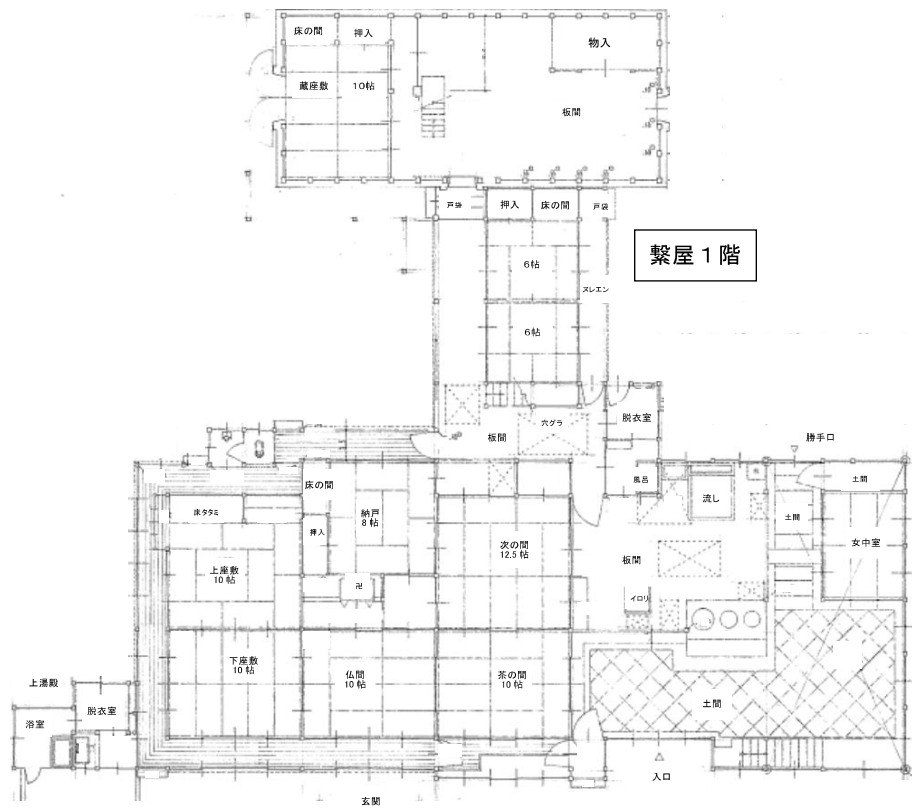
柏倉惣右衛門家住宅配置図



「柏倉惣右衛門家住宅実測図(平成10年)」を基に作成

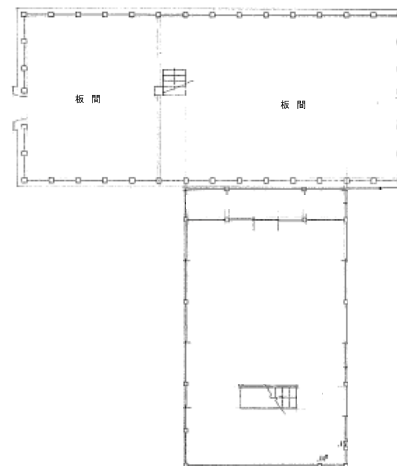
柏倉惣右衛門家住宅平面図

裏蔵 1 階

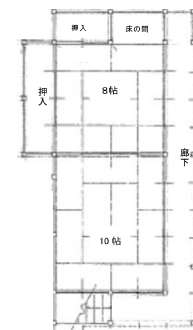


主屋 1 階

裏蔵 2 階



繫屋2階



主屋 2 階

「柏倉惣右衛門家住宅実測図(平成10年)」を基に作成



### (3) 岡地区全体の歴史的建造物について

中山町岡地区には、柏倉九左衛門家住宅を中心に一族による稀に見る大屋敷群が形成されている。それぞれ屋敷内に土蔵を配し、周囲にめぐらせた黒塀は総延長約1,000mにも及び、歴史的建造物と一体となって美しい景観を形成している。最上川舟運により栄えた黒塀の豪農屋敷群の景観は、古文書や雛祭り、紅花祭りなど四季折々の催事とともに、貴重な歴史遺産となっている。

また、柏倉九左衛門家においてボランティア活動をしてきた諸団体が、平成28年9月に「黒塀のまちなみ保存活用協議会」を設立し、景観の保持活動、催事の開催、紅花の栽培や古文書解読などを行い、豪農の屋敷群と歴史文化を後世に伝える取り組みを支援している。こうした文化財の保存と地域における活用が一体となった取り組みは、平成28年12月に「最上川が運んだ文化と黒塀の豪農屋敷群」として山形県から「未来に伝える山形の宝」(※)に登録された。

この歴史的な町並みを含む岡地区の集落環境については、柏倉家住宅と一体となってそれぞれの魅力を一層高めることに繋がっている。

#### 黒塀のまちなみ保存活用協議会

- N P O 法人 柏倉家文化村
- 中山町 紅花保存会
- 中山町 郷土研究会
- 中山 昔語りの会
- 観光ガイドひまわり会
- 大字 岡自治会
- 囲炉裏を囲む会
- . . . . .
- . . . . .

#### ※未来に伝える山形の宝

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、山形県が「未来に伝える山形の宝」として登録し、支援することで、文化財の保護を図るとともに郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていこうとする制度

#### (4) 中山町の観光の現状

山形県の母なる川「最上川」が町の北部を流れており、江戸時代に最上川舟運に従事した船乗りが河原で始めたと言われる「芋煮会」発祥の地(※1)として、そのシンボルである「鍋掛松」を「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」敷地内に配し、芋煮の元祖「芋棒煮」を日本三大芋煮(※2)としてPRしている。

また、歴史民俗資料館に収蔵する国指定重要有形民俗文化財「岩谷十八夜観音庶民信仰資料」をはじめ、県指定有形文化財「旧柏倉家住宅」、県指定天然記念物「お達磨のサクラ」、温泉入浴宿泊施設「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」などの地域資源を核として、「全国かぶと虫相撲大会」「元祖芋煮会 in 中山」などのイベント開催に加え、他市町と連携した広域観光ルートの設定、情報媒体を活用した観光PRなどを通じて観光振興を図っている。

しかし、東日本大震災の影響や旅行形態の変化、訪日外国人旅行者のゴールデンルートへの一極化などにより本町の観光を取り巻く環境は厳しいものがある。

このような中、平成30年5月24日に、山寺から始まった紅花栽培と紅花交易がもたらした村山地域の豊かな文化が文化庁から日本遺産(※3)に認定された。この中で当町に関わる構成文化財としては、柏倉九左衛門家住宅及び収蔵資料をはじめとして紅花畑の景観、最上川、紅餅の製作技術、紅花まつり、ひなまつり、芋煮、おみづけ（近江漬け）と数多く含まれており、今後の観光誘客につながることを期待されている。

さらに、2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、観光振興と地域活性化に向け、柏倉家住宅も含め当町においてもインバウンド(訪日旅行者)の受け入れが重要となっている。

(単位：人)

|                | 平成21年度  | 平成26年度  | 平成29年度  |
|----------------|---------|---------|---------|
| 中山町の観光客入込客数    | 308,000 | 312,000 | 320,000 |
| ひまわり温泉ゆ・ら・ら利用者 | 292,627 | 269,374 | 264,823 |
| 柏倉家九左衛門家住宅入館者  | 2,431   | 1,538   | 1,599   |

#### ※1「芋煮会」発祥の地

山形の秋の風物詩「芋煮会」は、江戸時代に最上川舟運の終点であった中山町で船乗りが出航を待つ間に船荷の棒鱈と地元の里芋を一緒に煮て食べたことが始まりであり、松の枝に鍋をつるした「鍋掛松」が残る中山町長崎を「芋煮会」発祥の地としている。

#### ※2 日本三大芋煮

中山町の棒鱈と里芋を使った「芋棒煮」、島根県津和野町の炙り小鯛と里芋を使った「芋煮」、愛媛県大洲市の鶏肉と里芋を使った「いもたき」の3つを日本三大芋煮と呼んでいる。

#### ※3 日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するので、平成30年5月に県内4件目（村山地域では初）の日本遺産として認定された「山寺が支えた紅花文化」は、中山町を含む7市町にわたり35の構成文化財からなる。

柏倉九左衛門家住宅



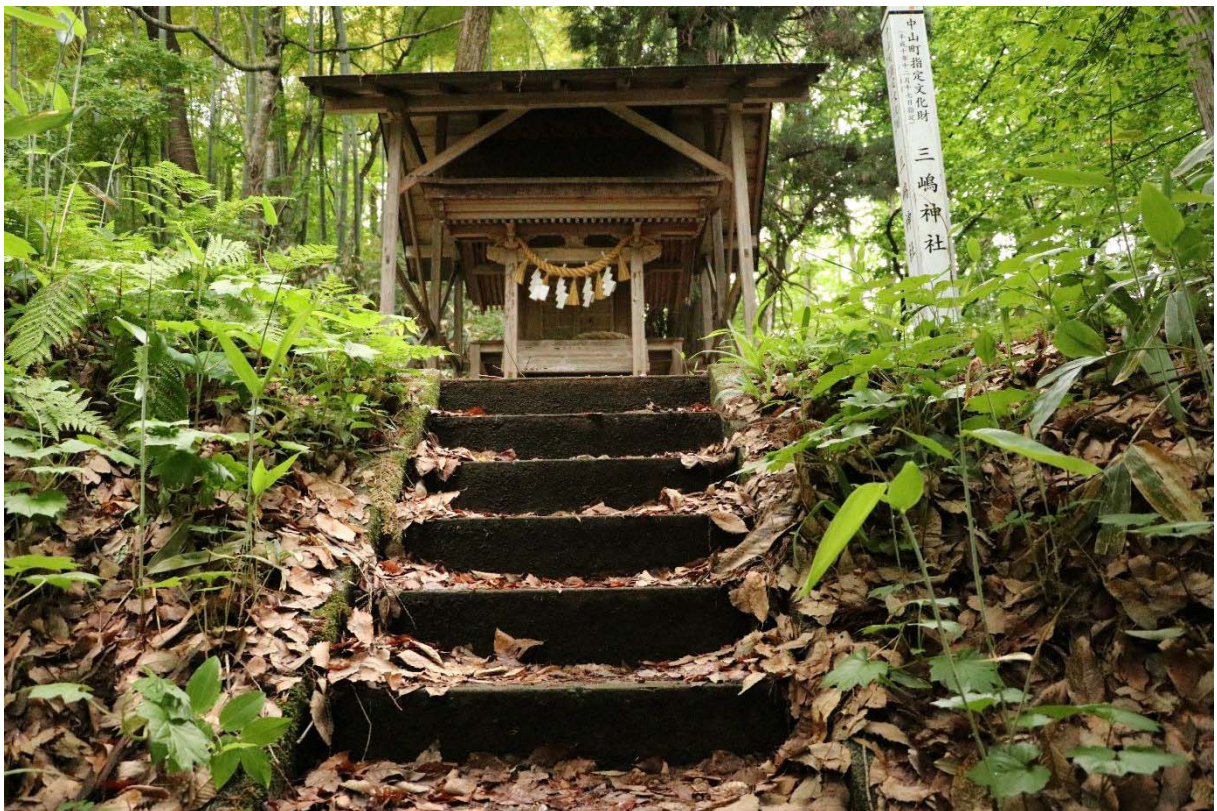
紅花畑と柏倉九左衛門家住宅



柏倉九左衛門家上座敷より庭園「池山水」を望む



中山町指定有形文化財「柏倉九左衛門家の三嶋神社」



柏倉惣右衛門家住宅



黒塀のまちなみ



## 2. 柏倉家住宅の課題

### (1) 保存上の課題

#### ① 建物の経年劣化

柏倉九左衛門家住宅は、屋根、床、建具、外壁、漆喰などに劣化や損壊がある。また、家構群の雨水による浸蝕腐朽が目立つとの指摘もあり、適切な時期に修理が必要である。

柏倉惣右衛門家住宅は、柏倉九左衛門家住宅ほど劣化は進んでいないものの、定期的な屋根の塗装や塀などの補修などが必要である。

#### ② 庭園管理

庭園については、文化財建造物に影響を及ぼすものとして適切に管理していく必要がある。

#### ③ 防災・防犯設備

現状は、防災設備は消火器と火災感知器を設置しており、防犯設備は機械警備を導入している。貴重な文化財を守っていくために、必要な防災・防犯設備を整備する必要がある。

#### ④ 上下水道設備

柏倉九左衛門家住宅には、適切な保存・利活用を推進するために上下水道設備を整備する必要がある。

#### ⑤ 耐震

建物の耐震診断の実施とその調査に基づく補強の必要性を検討する必要がある。

#### ⑥ 周辺環境

三嶋神社を含む後背地裏山、前面の畑等も含む広大な敷地を適切に保存・管理していく必要がある。

#### ⑦ 伝統技術等の確保

適切な保存のためには、茅葺き屋根、漆塗り、漆喰などの伝統技術が欠かせないことから、それらの職人等の技術者や材料を確保する必要がある。

## (2) 利活用上の課題

### ① 文化財価値の維持向上

文化財としての価値を確実に守りながら利活用を考える必要がある。現状変更や保存に影響を及ぼす行為については関係機関との協議が必要である。また、大規模な修理を行う際は利活用も考慮して検討・協議等を行う必要がある。

### ② 生活用具等の整理等

寄附を受けた生活用具等は、柏倉家の生活様式を今に伝える貴重な資料として、クリーニング、台帳作成、分類、収蔵などの整理作業を計画的に実施していくとともに、柏倉家に縁の深い生活用具等については、公開することによりそれらの魅力が一層向上することから、建物と一体の物として収集・活用を検討する必要がある。

寄附を受けた古文書は、往時の生活をひもとく貴重な史料として計画的に目録整理・保存措置や解説を進める必要がある。

### ③ 活用（公開）範囲の特定

後背地裏山、前面の畑等も含む広大な敷地内及び建物内について、一般公開など具体的に活用する範囲を特定する必要がある。

### ④ バリアフリー化

昔の建築物であることから、段差が多く車いすでの利用が困難であるため、バリアフリー化を検討する必要がある。

### ⑤ 財源の確保

利活用事業を推進していくに当たり、町の財政を過度に圧迫しないよう財源を確保する必要がある。また、観光振興や地域活性化への波及効果も含め費用対効果について町民の理解が得られる仕組の検討が必要である。

### ⑥ 周辺環境の整備

利活用する上で駐車場の規模が十分ではない。また、建物周辺に堰や沼など、子どもや高齢者にとって安全確保が課題となる場所があり、対応を検討する必要がある。

### 第3章 柏倉家住宅の保存・利活用に係る基本方針

#### 1. 基本的な考え方

柏倉家住宅は、中山町の貴重な文化資源として保存し、次世代に引き継いでいくとともに、観光振興や地域活性化に向けて活用する。

柏倉九左衛門家住宅は、江戸後期から明治期にかけての豪農・大地主の建造物として、また柏倉惣右衛門家住宅は大正期の建築形態を色濃く残す優れた建造物として、その文化的価値を守りながら次世代に引き継いでいく。柏倉家住宅が築かれ、そこで営まれてきた伝統的な生活文化や慣習を尊重した活用を図ることで建物を活かし、観光振興や地域活性化に繋げていく。

#### 2. 保存の基本方針

##### (1) 建造物の管理計画

###### ① 管理体制

中山町が行政財産として管理する。ただし、後述のとおり柏倉九左衛門家においてボランティア活動をしてきた諸団体で組織する「黒塀のまちなみ保存活用協議会」など地域住民等による団体や民間事業者などとの連携による保存利活用方策も検討することとしていることから、この中で今後の管理及び活用体制を具体化していく。

###### ② 管理方法

良好な保存環境を保つため、日常的な清掃、日照、通風、防腐、風雪水害、毀損防止、盗難防止、防火等の管理を適切に行う。

また、必要な補修については、関係機関と協議の上適切に実施する。

##### (2) 建造物の周辺環境

文化財としての価値を守りかつ向上させるため、周辺環境の保全・整備方針を次のとおり定める。

ア) 文化財建造物の保存に影響を及ぼす周辺環境の維持・向上に努める。

イ) 庭園及び周辺環境と一体となった柏倉家住宅の価値を向上させるため、後背地裏山に関する調査研究及びこれらの環境整備に努める。

ウ) 文化財の価値を発信するため、利活用に向けた便益施設等の環境整備を図る。

エ) 古文書や生活用具等については、町指定文化財の指定なども検討しながら、適切な保存措置に努める。

### (3) 防災対策

#### ① 防火対策

消防法の規定に基づき必要な設備等を整備する。

#### ② 耐震対策

今後大規模な修理を実施するタイミングに合わせて耐震診断を実施し、その結果を踏まえた上で耐震補強対策についても検討する。

当面の利活用に当たっては、地震時に適切な対応ができるよう避難マニュアルを作成する。

#### ③ 防犯対策

柏倉九左衛門家住宅及び柏倉惣右衛門家住宅ともに後背地裏山を除き門扉や塀が巡らされ、門扉は施錠されている。

防犯対策としては、防犯カメラや警報設備、非常通報設備等の防犯設備が設置されているところであるが、加えて防犯マニュアルを作成する。

#### ④ 雪害対策

適切な時期に雪囲いや雪下ろしを実施する。

### 3. 利活用の基本方針

#### (1) 公開活用

柏倉家住宅の利活用については、有料による一般公開を原則とし、以下を基本方針とする。

- ① 文化財建造物の価値を確実に守りながら活用する。
- ② 文化財の特徴、価値を分かりやすく伝えるための解説や展示をするとともに、イベントや年中行事の開催などを通して、継続的に訪れたいくなるような工夫を凝らす。
- ③ 安全で快適に利用できるよう環境を整備する。
- ④ 往時の生活用具等に触れたり、紅花栽培や伝統行事などを体験したりする活動を通じて、柏倉家に受け継がれてきた生活文化を継承しながら、さらに地域独自の生活文化を創造していく場として活用する。
- ⑤ 文化財の単体の価値のみならず、周囲の歴史的まちなみと一体となった魅力を広く県内外に発信していく。
- ⑥ 日本遺産「山寺が支えた紅花文化」をはじめとした町内外の観光資源との連携等を含め、町の観光振興及び地域活性化に資する貴重な施設として活用する。
- ⑦ 茅葺き屋根、漆塗り、漆喰などの伝統技術継承活動の場として活用する。
- ⑧ さまざまな年代を対象として、伝統的な生活文化に触れることのできる教育活動の場として活用する。

#### (2) 公開施設

柏倉家住宅の建造物（指定文化財及びそれ以外）については、一般公開を原則としながら、文化財の価値を広く発信し往時の生活文化を伝える資料の展示・収蔵スペースなどとして活用する。また、保存・利活用を適切に行うための管理スペースや、建物や庭などを眺めたり説明を聞いたりしながらくつろぐことのできる休憩スペースの設置、歴史的建造物に相応しいイベントの会場としての活用などについても検討する。庭園は、座敷等からあるいは回遊しながら鑑賞ができるようにする。

また、柏倉惣右衛門家住宅については、上記の活用の他に地域おこし協力隊や黒塀のまちなみ保存活用協議会など柏倉家住宅と縁の地域住民の活動スペース及び宿泊施設など様々な活用も検討する。

#### (3) 関連資料の公開

- ① 生活用具等については、クリーニング、台帳整理、分類整理を進めるとともに、柏倉家に縁の深い品物の活用を図る。
- ② 古文書については、目録整理・保存措置や解説を進める。
- ③ 柏倉家住宅に関連する史資料の展示公開を進めるとともに、来訪者が継続的に訪れたいくなるよう季節に応じた展示を図る。
- ④ 展示公開に当たっては、展示に係る施設について、文化財の毀損などの影響を及ぼさないような方法や場所、設備等を検討の上整備する。

#### (4) 周辺環境の活用

柏倉九左衛門家及び柏倉惣右衛門家の畑や竹林など周辺環境は、黒塀のまちなみ保存活用協議会はじめ町民による紅花栽培や里山再生活用などの場として活用する。

また、柏倉家住宅を含む周辺環境の一部を周遊して、自然に親しむことのできるような活用を図る。

### 4. 保存・利活用に係る想定整備内容

柏倉家住宅の保存・利活用を図るため、関係機関と協議の上、次の整備を実施する。

#### (1) 建造物

文化財としての価値を維持向上させるため、適切な時期に必要な修理工事を実施する。

#### (2) 防災設備

消火器具、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導標識、屋内消火栓及び消防水利を整備する。

#### (3) 建物内・敷地内の整備

- ① 上下水道設備を整備する。
- ② 管理人室・事務室を設ける。
- ③ 文化財の価値を分かりやすく伝えるための必要最小限の説明版や誘導標示等の公共標示について、利用者の動線を検討の上設置する。
- ④ 必要な箇所に室内照明、屋外照明、空調等を設置する。
- ⑤ 取り外し可能なスロープなどバリアフリー設備を設ける。

#### (4) 周辺環境

- ① 駐車場、トイレ及び休憩施設を整備する。
- ② 堰や沼などに必要な安全対策を講じる。
- ③ 庭園については、建造物が建立された時代の再現なども検討しながら維持・向上を図る。
- ④ 山林については、間伐、枝打ち、整枝などを適宜行う。
- ⑤ 排水溝については、清掃等を適切に実施して良好な状態にする。
- ⑥ 柏倉九左衛門家、柏倉惣右衛門家及び三嶋神社を周遊できるような遊歩道を設ける。
- ⑦ 後背地裏山について、中世城址の遺構に関する調査のあり方を検討する。

## 5. 保存・利活用を進めるに当たって

### (1) 町民の理解と協力を得る取組

保存・利活用に関する計画について広く町民に周知して、理解が得られるよう努める。  
また、地元岡地区や黒堀のまちなみ保存協議会をはじめ、多くの町民から協力が得られるような体制を整備する。

### (2) 人材育成

柏倉家住宅の歴史や生活文化を大切にしながら、日常の維持管理ができ、説明したり案内したりすることのできる人材を育てていく。家財道具の整理や古文書の解読などを通じてそういった技能を養っていくことや、日常の維持管理等への従事者を雇用することも検討する。

また、適切な保存・利活用を推進できる学芸員などの専門的知識を持った人材を継続して確保していく。

### (3) 管理運営体制

保存・利活用は中山町が主体となって実施するが、地域住民等による団体や民間事業者などとの連携による管理運営体制を検討していく。併せて、柏倉家住宅保存・利活用に係る自主的な団体や法人等の育成支援に努める。

管理及び説明に係る技能については、柏倉九左衛門及び柏倉惣右衛門両家御当主の協力を得ながら人材育成を図り、継承していく。また、両家御当主からの聞き取りなどにより、様々なエピソードや由緒、地域住民との関りなどを網羅した「解説資料」等を作成する。

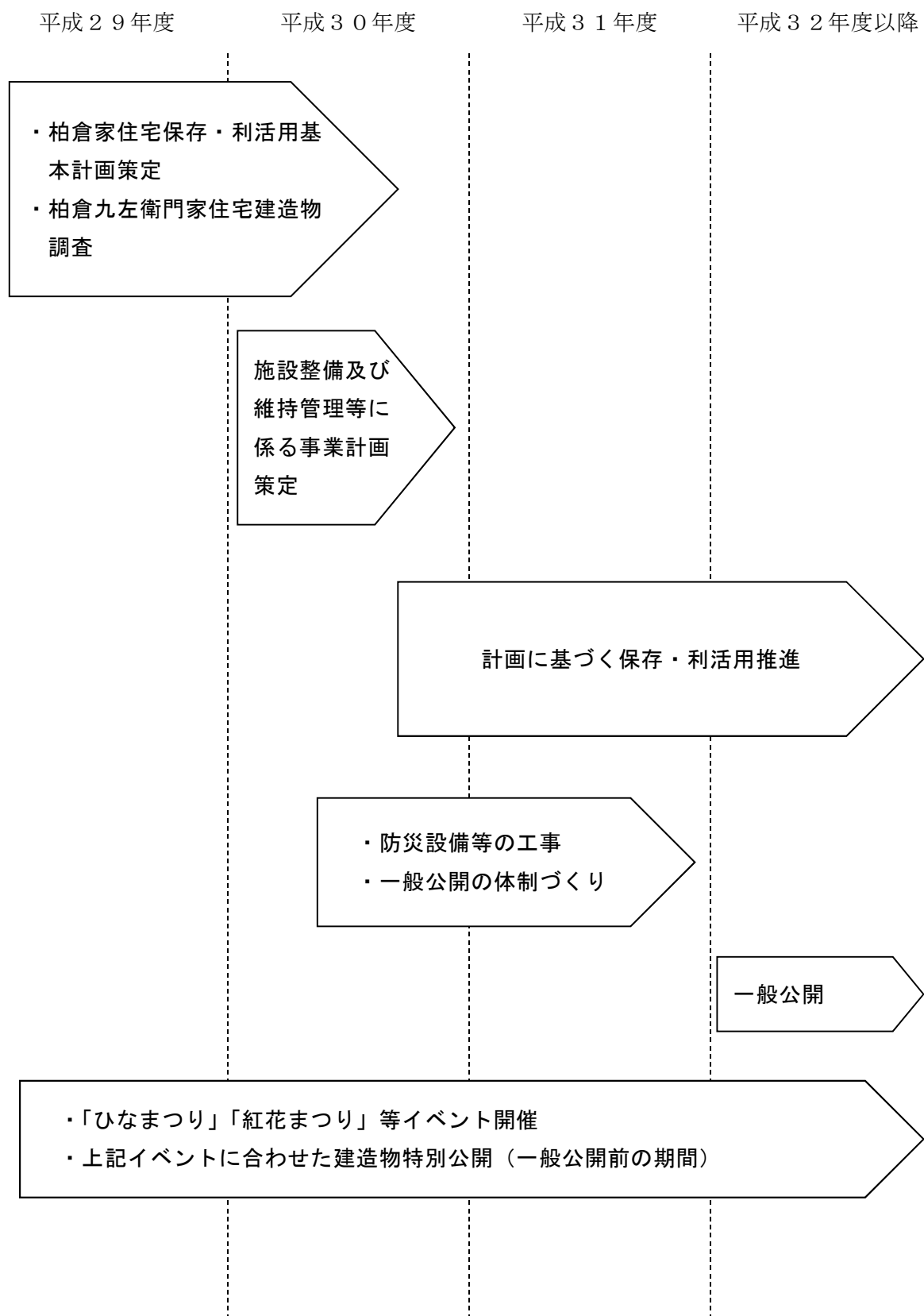
### (4) 計画的な保存・利活用

保存・利活用事業の推進に当たっては、入場料収入をはじめ、ふるさと納税や国・県の支援制度の活用など必要な財源の確保に努める。また、施設整備及び維持管理に係る具体的な事業計画を策定して計画的に実施していく。

### (5) 岡地区の歴史的景観

柏倉家住宅のある岡地区には、柏倉家一族をはじめとした巨大な敷地を有する大屋敷群が形成されており、これらの屋敷内の土蔵や周囲にめぐらせた黒堀などは、柏倉家住宅と一体となって美しい景観をつくっている。この歴史的な町並みについては、柏倉家住宅の魅力を一層高める中山町の貴重な文化資源として守り、継承していくことを検討する。

## 6. 保存・利活用事業の流れ



## 7. 保護に係る諸手続

保存・利活用にあたって改修等の行為に必要な諸手続は、以下のとおりである。

### (1) 文化財（建造物）の現状を変更する行為

- ① 山形県教育委員会の許可を要する行為
- ② 中山町教育委員会の許可を要する行為
- ③ 許可を要しない行為

ただし、山形県文化財保護条例（昭和30年山形県条例第27号）第15条及び中山町文化財保護条例（昭和52年中山町条例第17号）第20条の規定により、修理に関する届出が必要

- ア) 非常災害のために必要な応急措置
- イ) 維持の措置

山形県文化財保護条例施行規則（昭和30年山形県教育委員会規則第8号。以下「県規則」という。）第15条及び中山町文化財保護条例施行規則（昭和53年中山町教育委員会規則第2号。以下「町規則」という。）第15条に規定する範囲

### (2) 文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

- ① 山形県教育委員会の許可を要する行為  
県規則第10条に定める行為
- ② 中山町教育委員会の許可を要する行為  
町規則第10条に定める行為
- ③ 許可を要しない行為  
保存に及ぼす影響の軽微な行為（①及び②に定める行為を除く）

#### 参考文献

- ・山形県県指定有形文化財 柏倉家住宅保存事業報告書（平成6年3月 柏倉家）
- ・柏倉家ものがたり（平成28年3月27日 岩田浩太郎編著 NPO法人柏倉家文化村）
- ・県指定有形文化財柏倉家住宅保存活用基本計画（平成17年度 中山町教育委員会）
- ・山形県指定有形文化財 旧柏倉家住宅建造物調査報告書（平成30年11月 中山町教育委員会）

## 柏 倉 家 住 宅 保 存 ・ 利 活 用 検 討 会 議

(計画策定期間) 平成 29 年度～平成 30 年度

(委 員)

(敬称略)

| 所 属 等                                                     | 氏 名    | 専門分野<br>選出区分 | 備 考      |
|-----------------------------------------------------------|--------|--------------|----------|
| 山形大学工学部教授                                                 | 永井 康雄  | 建築史・意匠       | 会長       |
| 黒堺のまちなみ保存活用協議会会長                                          | 柴崎 弘美  | 関係団体         | 副会長      |
| 山形大学人文社会科学部教授                                             | 岩田 浩太郎 | 日本史・経済史      |          |
| 公益社団法人山形県観光物産協会専務理事 (平成 29 年度)<br>山形県信用保証協会理事長 (平成 30 年度) | 佐藤 嘉高  | 産業観光         |          |
| 現代工芸作家                                                    | 青木 邦明  | 文化財          |          |
| 有限会社匠名建築事務所代表                                             | 名和 邦二  | 建築           |          |
| 株式会社本間利雄設計事務所                                             | 照井 洋悦  | 建築           |          |
| 白鷹町文化交流センターあゆむ館長                                          | 橋本 淳一  | 文化財          |          |
| 中山町文化財保護審議会委員                                             | 横尾 尚壽  | 関係団体         |          |
| 中山町観光協会会長                                                 | 小松 幸弘  | 関係団体         |          |
| N P O 法人柏倉家文化村事務局                                         | 飯野 桂子  | 関係団体         |          |
| 山形県教育庁文化財・生涯学習課課長補佐                                       | 真壁 浩子  | 関係行政機関       | 平成 29 年度 |
| 山形県教育庁文化財・生涯学習課課長補佐                                       | 須藤 英克  | 関係行政機関       | 平成 30 年度 |
| 山形県村山総合支庁総務企画部総務課<br>連携支援室長                               | 高橋 徹   | 関係行政機関       |          |

(事務局)

中山町政策推進課

中山町総務課

中山町産業振興課

中山町教育委員会教育課

## 柏倉家住宅保存・利活用基本計画

2019 年（平成 31 年）1 月

中山町

山形県東村山郡中山町大字長崎 120 番地

T E L   023-662-4271（政策推進課）